

令和元年 7月 4日

## 令和元年 第15回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第86号 選挙人名簿から抹消する者について

#### 2 くじの実施について

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

## 議案第86号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和元年7月4日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数  
43人
- 2 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 抹消年月日  
令和元年7月4日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外



参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
  - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
  - (2) くじは候補者の固有番号を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された固有番号の候補者を第2とする。  
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された固有番号の候補者の掲載順序とする。

5	4	3	2	1	掲載順序
6	5	7	1	8	固有番号 (届出番号)
	9	8	7	6	掲載順序
	3	9	2	4	固有番号 (届出番号)